

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八郎潟土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成30年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字中嶋165番地  
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一向堂22番地3  
南秋田郡八郎潟町字中嶋6番地24  
南秋田郡八郎潟町真坂字石塚184番地  
南秋田郡八郎潟町真坂字新田家ノ下22番地  
南秋田郡八郎潟町字下川原16番地3  
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字中嶋田111番地5

島 渡 三 小 渡 谷 村 井 山 部 戸 玉 部 村 井 孝 一 光 兼 善 利 光 雄 昇

2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字中嶋165番地  
南秋田郡八郎潟町真坂字鳥越42番地  
南秋田郡八郎潟町字中嶋6番地24  
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一向堂48番地17  
南秋田郡八郎潟町字下川原143番地2  
南秋田郡八郎潟町字一日市132番地1  
南秋田郡八郎潟町真坂字新田家ノ下22番地

島 千 三 渡 相 小 渡 山 田 戸 部 馬 柳 部 孝 一 光 兼 正 勝 七 利

3 退任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字中嶋190番地  
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一本木88番地11

小 工 柳 藤 清 正 忠 明

4 就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字中嶋190番地  
南秋田郡八郎潟町夜叉袋字一本木88番地11

小 工 柳 藤 清 正 忠 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井川町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成30年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡井川町宇治木字宇治木48番地

伊 藤 禿

2 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡井川町黒坪字小泉55番地

渡 部 武 廣